

序章

1. 計画作成の背景と目的

喜多方市は福島県の北西部に位置し、平成18年（2006）に旧喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村の1市2町2村が合併して誕生しました。合併後の総面積は554.63km²で広大な面積を誇り、飯豊山（2,105m）から阿賀川（約129m）までの標高差も非常に大きく、雄大な自然環境に恵まれています。

こうした環境の中で、多種多様な文化財が生まれ、はぐくまれ、現在まで継承されてきました。国指定史跡である古屋敷遺跡や会津新宮城跡、そして、熊野神社長床や勝福寺観音堂といった重要文化財、貴重なチョウや化石、樹木等の天然記念物も数多く存在します。また、平成30年（2018）に国の選定を受けた小田付伝統的建造物群保存地区や52棟の国登録有形文化財をはじめとした歴史的な町並みも良好に残されています。全国的に知名度が高い喜多方ラーメンやそば等の食文化、良質な水と米を背景に古くから行われてきた日本酒・味噌醤油の醸造業、漆器や桐製品等の伝統産業も本市の特徴です。そのほか、多彩な農林畜産物や温泉施設、新たな名所となっている三ノ倉高原のひまわり畑や旧国鉄日中線跡地のしだれ桜並木（日中線跡サイクリングロード¹）等、各地域の特徴を顕著に示すこれら地域の資源を観光や地域振興等にかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大前までは、年間180万人が訪れる東北地方を代表する観光都市としての位置付けを確立してきました。

しかしながら、広大な市域に所在する未指定の文化財の把握は不十分であり、多くのものが劣化やき損のために失われているのが現状です。また、文化財を展示・収蔵する市内7か所の郷土民俗館等はいずれも老朽化しており、それらの計画的な施設整備も急務です。さらに、合併当初（平成18年1月）は約56,000人であった人口も令和4年（2022）12月には約44,000人まで減少し、人口減少と高齢化は、民俗芸能をはじめとした文化財の適正な保存・管理と継承が喫緊の課題となっています。

活用面においては、一部地域や保存団体等による独自の取組や本市の総合計画や各種計画に基づく事業等の実施により、文化財を地域の魅力づくりや観光交流、地域活性化にかさそうとする動きが見られます。しかし、より効果的に実施していくためには、拠点施設や観光ルートの整備のほか、所有者等や関連団体、庁内関係部局との連携を強化し、役割を明確にした上で、それぞれの強みをいかした施策を総合的・一体的に実施していく必要があります。

以上のような本市の文化財を取り巻く現状や課題等を踏まえ、「喜多方市総合計画」に示す将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現と課題の解決に向けて、市民及び地域・行政等、地域総がかりで本市における文化財の保存・活用・継承事業を総合的・一体的に実施するための基本計画及び行動計画として「喜多方市文化財保存活用地域計画」を作成します。



写真 序-1：小田付伝統的建造物群保存地区



写真 序-2：喜多方ラーメン



写真 序-3：旧国鉄日中線跡地のしだれ桜並木

¹ 喜多方市の都市計画道路「日中線記念自転車歩行者道」のことであり、観光では「日中線しだれ桜並木」の名称が使用されています。本計画で文化財として扱う際には、近代化産業遺産としての名称「日中線跡サイクリングロード」を使用することとします。

2. 計画対象

文化財は、『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』（平成19年10月）において、「文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すもの」とされています。また、文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型にわけて定義しているほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術の保護について規定しています。

本市には、文化財保護法で規定されているもの以外にも、地域特有の歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた文化財に相当するものが数多く存在します。これらは本市の歴史文化を構成する重要な要素であり、本市の魅力を市内外に発信するための資源としての可能性を有するものです。

このため本計画では、文化財保護法に規定されているものに限定せず、また、指定・未指定の違いに関わらず、上記の文化財の説明に相当し、本市の魅力を示すものを「歴史文化資源」と定義付けて、対象とします。

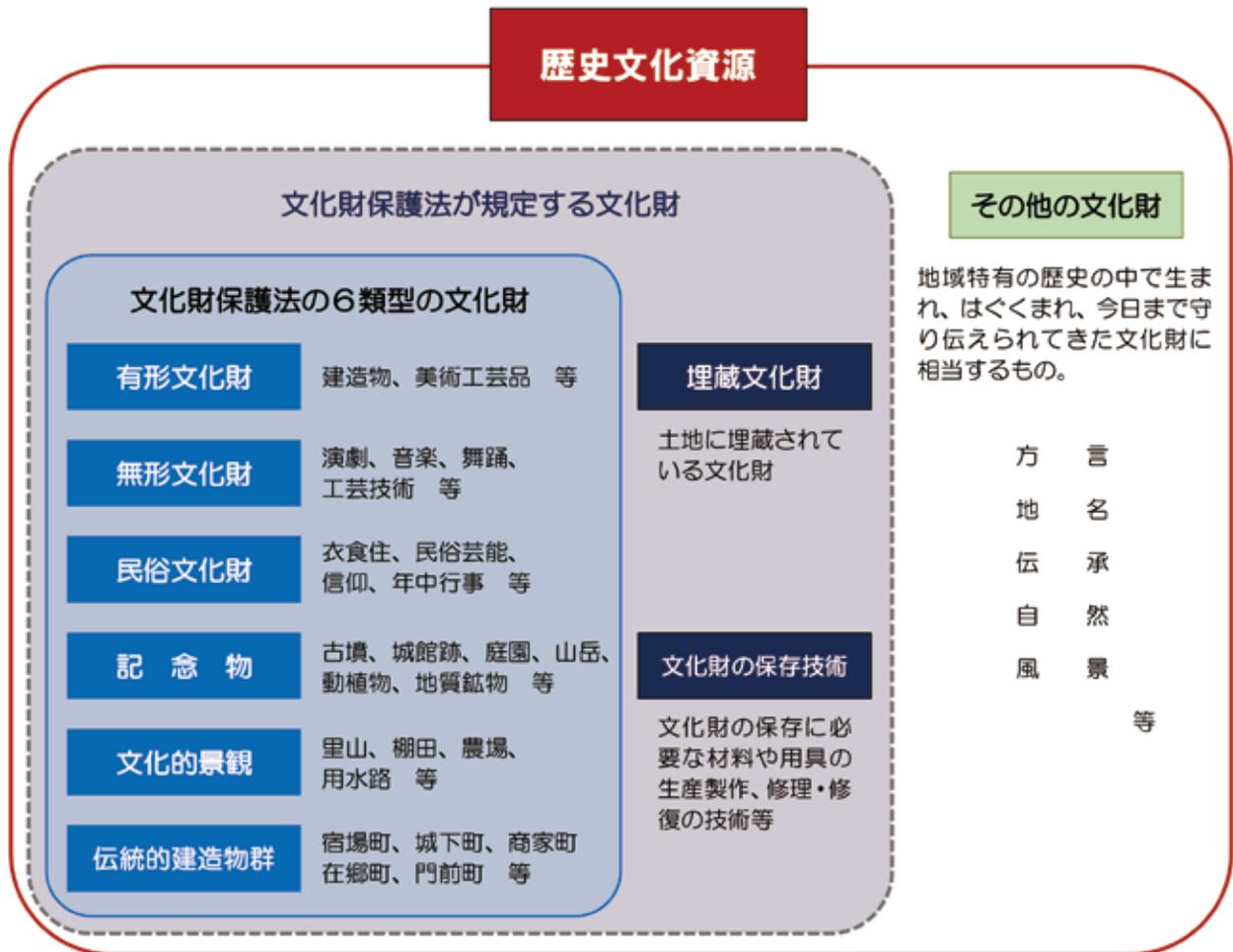


図 序-1：歴史文化資源の定義

3. 計画の位置付け

(1) 本計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として作成します。作成にあたっては、本市の最上位計画である「喜多方市総合計画」（以下「総合計画」という。）及び教育基本法に基づく「喜多方市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「福島県文化財保存活用大綱」を勘案したものとします。

また、本計画は、総合計画に基づく各分野の政策・施策の推進を文化財の保存・活用を通じて推進する計画として位置付けるとともに、関連計画等や個別の文化財に係る計画等と調整、連携、整合を図ります。

特に本市の場合においては、文化芸術基本法に基づき、本計画と同時期に策定している「喜多方市文化芸術推進基本計画」の中で、歴史文化資源の保存と活用、継承を基本目標の一つとして定め、それに基づく施策目標・施策の柱については、本計画と整合を図った上で、密接に関連させることとしました。

次頁以降に、上位計画、関連計画の内容から本計画に関わる部分を抜き出して整理します。

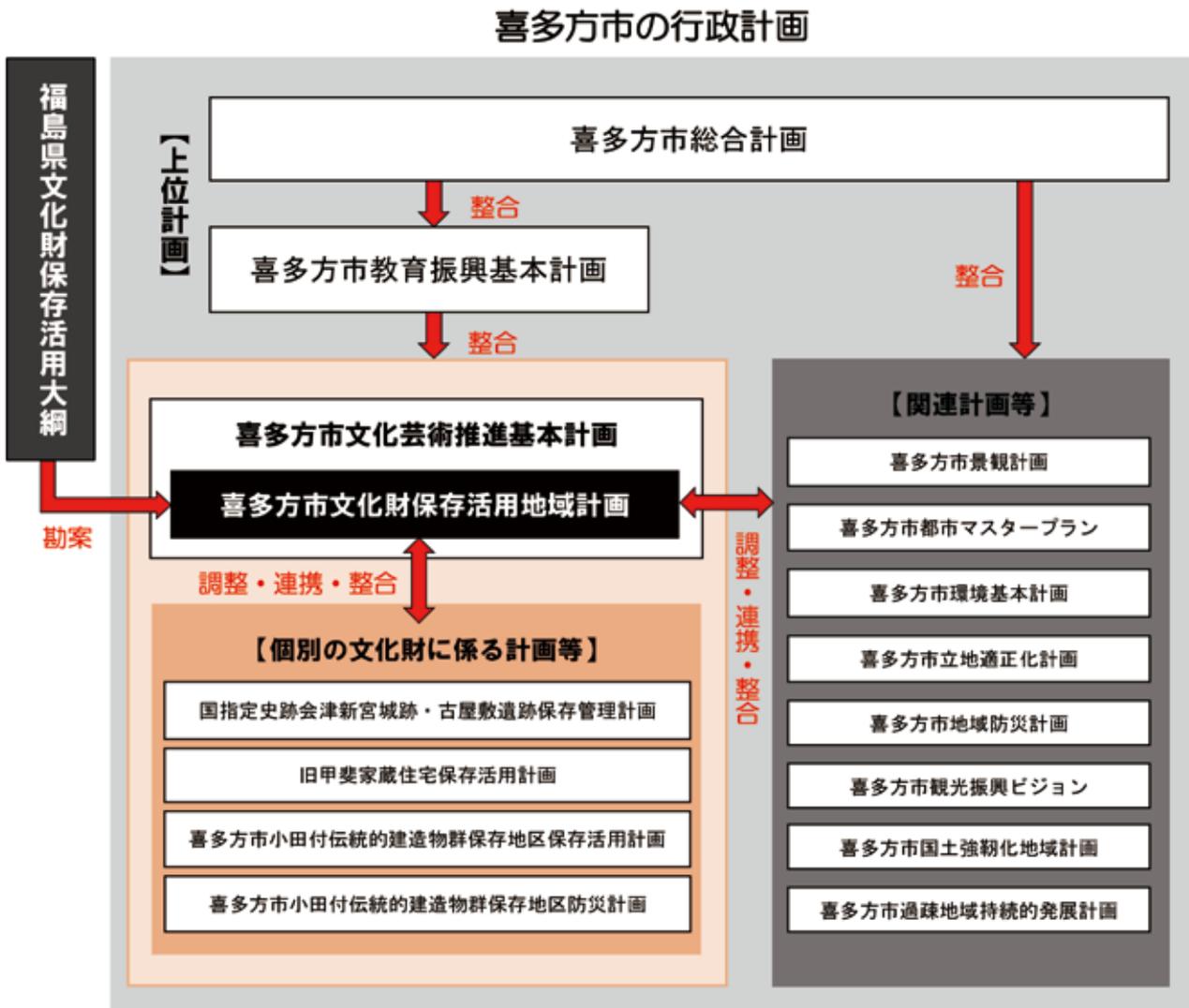


図 序-2：喜多方市文化財保存活用地域計画の位置付け

(2) 県の大綱

福島県文化財保存活用大綱【令和2年(2020)3月】

福島県の文化財の保存と活用のあるべき姿の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるために、その保存と活用の基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていく上での共通の基盤となる総合的な施策を推進することを目的として策定されたものです。

全体の理念を「地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ」とし、その実現に向けて7つの基本方針を定めています。

「第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置」では、7つの基本方針に対する措置を記載しています。主なものとして、悉皆調査とデータベース化の推進、持続性のある文化財の保存管理とそのため体制づくり、地域の特色ある文化財の活用促進、魅力ある文化財の情報発信の推進、東日本大震災からの復興と防災強化、文化財を地域全体で支えるための関係機関との連携強化等を掲げています。

また、「第4章 市町村への支援の方針」では、「財政的支援」、「人的支援」、「広域連携における調整」、「専門性を補完する支援」の4つの支援策を記載しています。

(3) 市の上位計画

①喜多方市総合計画【令和3年度(2021)見直し】

計画期間：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

本市の最上位計画で、平成29年度(2017)に、これまでの総合計画で固めた基礎の上に、市民と共有する10年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめました。その中で目指すべき将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」とし、これを実現するため、4つのまちづくり施策の基本方向(大綱)を定め、市民との協働によるまちづくりを推進しています。

歴史文化に関しては、「大綱2 地域を支え未来を拓く人づくり」の「第3節 歴史・文化」において、「文化芸術の振興・文化芸術活動への支援」、「歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承」、「歴史・文化の活用」、「文化施設の整備」の4つの基本事業を掲げています。

②喜多方市教育振興基本計画【令和3年度(2021)見直し】

計画期間：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

「教育基本法」に基づく法定計画で、総合計画との整合性を図りながら、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針と重点施策の内容、その達成目標を明らかにし、本市の総合計画を推進する教育分野の個別計画として策定したものです。

基本理念を「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」とし、3つの基本目標を掲げています。歴史文化に関しては、「基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む」とし、重点的に取り組む施策として、「文化財の保存と活用」、「埋蔵文化財の保存と活用」、「天然記念物の保護と保存」、「無形民俗文化財の継承と保存」、「郷土資料等の保存と活用」、「伝統的建造物群の保存と活用」を記載しています。

(4) 市教育委員会の関連計画

喜多方市文化芸術推進基本計画【令和5年(2023)3月】

計画期間：令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

「文化芸術基本法」に基づく法定計画で、本市の豊富な歴史文化資源や地域資源を活用した文化芸術活動を積極的に行い、市民の郷土に対する誇りや愛着を高め、文化芸術の持つ創造性により日常の中に文化芸術あふれる、喜多方らしいまちづくりを進めるため、文化芸術に関する施策の指針として策定したものです。

基本理念を「文化芸術で出会い、育む 喜多方のひと・まち・みらい ～文化芸術創造都市の形成～」とし、「1文化芸術に接する機会を創出する」、「2歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる」、「3『ひと』と『まち』の仕組みをつくる」の3つの基本目標と「情報発信」の共通の基本目標を定めています。特に「2歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる」における施策目標と施策の柱を、喜多方市文化財保存活用地域計画における課題・方針・措置と同一とし、関連を持たせることで、両計画を密接に連携させ、歴史文化資源をいかした創造的活動を展開するとともに、施策の推進を図ることとしています。

(5) 市の関連計画等

①喜多方市景観計画【平成21年(2009)12月】

計画期間：平成21年(2009)～

「景観法」に基づく法定計画で、総合計画に掲げる将来像の実現のため、豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観形成を図ることを目的に策定したものです。基本理念を「飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり」とし、景観形成の基本方針「市域全体の景観形成」において、自然景観、農村集落・田園景観、まち並み景観、歴史文化景観について記載しています。また、「建築物等による目指すべき景観形成」では、地域の景観特性の尊重と歴史建造物等との調和に努めることを記載しています。

②喜多方市都市マスタープラン【平成23年(2011)12月】

計画期間：平成23年(2011)～令和12年(2030)

「都市計画法」に基づく法定計画で、総合計画を基本としながら、市がその創意工夫のもとに住民の意見を反映させながら、将来に向けて都市づくりをどのように考え、守り、創り、後世に引き継いでいくかの方針を定めたものです。

将来の都市像を「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市 ～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」とし、基本目標として、「観光・交流」、「産業」、「定住」、「協働」の4つのまちの形成を掲げています。さらに5つの分野ごとに整備方針を定めており、「1居住環境整備方針」においては、蔵や伝統的建築物による歴史と伝統を活かしたまち並み形成の促進等について、「2都市環境・都市景観整備方針」においては、蔵のまち並みや自然景観の保全等について、「3道路・交通整備方針」においては、シンボルロードや幹線道路の整備と市内交通ネットワークの充実、公共交通網の整備等について記載しています。「4産業基盤整備方針」においては、商業地(ふれあい通り商店街[現レトロ横丁商店街]、喜多方駅周辺、小田付地区、塩川商店街)の整備や観光基盤の整備(蔵や水路の活用、観光資源のネットワーク化、体験型観光農業施設の活用)等を掲げ、「5公共施設等整備方針」において、教育文化、地域コミュニティ、観光交流等の各機能の充実と災害に強いまちづくりの推進を図ることとしています。

す。また、喜多方、熱塩加納、塩川、山都、高郷の地域別構想も定めており、それぞれに地域の特性と課題、地域づくりのテーマ、地域の基本構想をまとめています。

③喜多方市環境基本計画【令和4年（2022）3月見直し】

計画期間：平成28年度（2016）～令和8年度（2026）

健全で恵み豊かな環境を確保し、より良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的に、持続発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組むため、平成26年（2014）4月に喜多方市環境基本条例を施行しました。条例に基づき策定した本計画は、その理念の実現に向け、市、事業者、市民が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を長期的な視野で総合的かつ計画的に推進するものです。

将来の望ましい環境像を「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」とし、その実現のため、5つの取組の柱を定めています。「取組の柱③地域環境の保全と創造」において、文化財保存活用地域計画の策定による文化財の保全・活用の仕組みづくり、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の保存活用の推進、専門研究機関との連携による新たな文化財の調査、文化財への関心と継承への意識向上のための情報発信を市の取組として定めています。また、事業者や市民へ向けては、市の歴史や文化への理解、歴史的・文化的資源の保全活動や地域の伝統文化活動への参加、協力を方針としています。このほか、関連する施策として、森林・動植物等の保全や自然環境の活用、良好な景観の形成、環境教育・学習の充実等が掲げられています。

④喜多方市立地適正化計画【平成31年（2019）4月】

計画期間：平成31年（2019）～令和17年（2035）

「都市再生特別措置法」に基づく法定計画で、総合計画等に即しつつ、喜多方市都市マスタープランに包含される計画として、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として策定したものです。

「2課題解決のための誘導方針（ストーリー）」として、拠点性の強化を掲げ、「4『2課題解決のための誘導方針（ストーリー）』に基づいた区域設定」において、都市機能誘導区域を設定しています。この区域では、「商業・観光拠点としての機能向上」を誘導施策とし、そのために歴史的建造物の保存・活用、小田付伝統的建造物群保存地区の整備、旧甲斐家蔵住宅の観光拠点としての整備、景観形成住民協定の拡充等による良好な景観の保全と形成を具体的な施策として記載しています。

⑤喜多方市地域防災計画【令和5年（2023）3月見直し】

計画期間：平成19年（2007）11月～

「災害対策基本法」に基づく法定計画で、市及び市内の防災関係機関が処理しなければならない事務及び業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することにより、市域及び住民の生命、身体的財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的としています。

「第2章 災害予防計画」の「第8節 建造物及び文化財災害予防対策」において、市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間及び文化財防火デー等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図ることとしています。また、市・市教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活

動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時行うものとしています。

「第3章 災害応急対策計画」の「第21節 文教対策」において、「社会教育施設（文化財）の応急対策計画」を記載しており、建物及び搬出不可能な文化財等の対策として、常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努めることとしています。また、建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意することとしています。

⑥喜多方市観光振興ビジョン【令和3年（2021）3月】

計画期間：令和3年度（2021）～令和8年度（2026）

総合計画の分野別計画として位置付けるものであり、本市観光の目指す姿（将来像）とその実現に資する施策の方向性を示すものです。本市の豊富な地域資源をより効果的に活用していくことにより、本市の特色をさらに生かした観光振興を図るため、中長期的かつ戦略的な視点から各種施策を展開できるようにすることを目的としています。

本市観光の目指す姿（将来像）を「地域の資源^{たから}が生きる、出会いと発見・感動あふれる観光のまち喜多方～もっとゆっくり もっとじっくり もっと好きになるまち喜多方～」とし、施策の柱として、地域特性を生かした観光の魅力づくり、誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実、広域観光と外国人観光客の誘客推進、グリーン・ツーリズムの推進、物産の振興の5つを掲げています。「〔施策の柱1〕地域特性を生かした観光の魅力づくり」では、旧甲斐家蔵住宅を観光・情報発信拠点とした観光誘客、伝統的建造物群保存地区や蔵のまち並み等の魅力再構築、新宮熊野神社長床等の歴史的・文化的資源の活用のほか、誘客効果の高い日中線しだれ桜並木、三ノ倉高原花畑をはじめとした花でもてなす観光の推進、既存の観光資源の磨き上げと新たな観光資源の発掘・活用による魅力創出、各種イベントの継続・拡充・見直し等を施策として掲げています。このほか、「〔施策の柱2〕誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実」において情報発信と人材育成、二次交通の充実等、「〔施策の柱3〕広域観光と外国人観光客の誘客推進」において広域観光による魅力的なエリアづくりと外国人観光客の誘客等、「〔施策の柱4〕グリーン・ツーリズムの推進」において多彩な体験プログラム等の活用と都市・農山村との交流等、「〔施策の柱5〕物産の振興」においてラーメンやそば、日本酒等の知名度を生かした更なる物産の振興等の施策を掲げています。

⑦喜多方市国土強靱化地域計画【令和3年（2021）3月】

計画期間：令和3年度（2021）～令和8年度（2026）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく法定計画で、本市における国土強靱化に関して、総合計画と整合を図り、喜多方市地域防災計画や喜多方市都市マスタープラン等の分野別事業計画等の指針として位置付けるものです。

想定すべき災害リスクとそれに対するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、現行施策の課題等を分析・評価した上で推進方針を策定しています。

「8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失」の項目においては、貴重な文化財が将来にわたり適切に管理されるよう、文化財所有者等へ対し防災設備や耐震化への意識啓発を行うこと、文化財保存活用地域計画において防災・防犯に関する現状や課題を整理し、防火・防犯・耐震対策等に関する取組の方向性を記載すること、伝統的建造物群保存地区においては、防災計画を策定し、災害時に計画に基づく行動を速やかにとれるよう、日頃からの良好なコミュニティ維持を働きかけること等の推進方針を掲げています。

⑧喜多方市過疎地域持続的発展計画【令和3年（2021）4月（令和4年6月一部変更）】

計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく法定計画で、本市の持続的発展に資する各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定したものです。

本市の将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」とし、この都市像の実現に向けて、地域の特性を生かした力強い産業づくり、地域を支え未来を拓く人づくり、安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり、自然との共生と元気なふるさとづくりの4つを基本方針としています。歴史文化の対策については、「11地域文化の振興等」において、文化芸術の振興・文化芸術活動の支援、歴史・文化の保存・整備、無形民俗文化財の継承と継承者育成、伝統的な町並みや建造物の保護・保存、豊かな自然の魅力や情報の発信、調査成果の公開や講座の開催、文化施設の整備等を掲げています。

（6）個別の文化財に係る計画等

①国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画【平成25年（2013）3月】

本市に所在する2つの国指定史跡である「古屋敷遺跡」（平成12年12月14日指定）、「会津新宮城跡」（平成21年7月23日指定）の保護・保存を図り、整備と活用に資するとともに、2つの史跡の持つ内容、歴史的意義を良好に次世代に継承していくことを目的に策定したものです。

計画の策定にあたっては、専門識者と地区代表からなる喜多方市国指定史跡保存管理整備検討委員会を設置し、平成22年度（2010）～24年度（2012）の3か年度にわたって検討を行いました。計画では、両史跡を取り巻く自然・歴史的環境と現状を踏まえ、両史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、具体的な現状変更の取扱いについて定めています。さらに両史跡を中心としたより良い保存、公開、活用環境を維持していくため、整備と活用の方針や周辺地域の景観、関連文化財等、管理運営及び体制整備についても検討を行っています。

「第6章 今後の課題」では、両史跡の学術的価値と課題、行政的課題をそれぞれまとめており、平成26年度に開催された検討委員会において、課題の解決と史跡の整備・活用を検討する上で、詳細な内容確認調査の実施の必要性が提言されたことを受け、平成27年度（2015）～令和元年度（2019）までの5か年間で古屋敷遺跡の内容確認調査を実施しました。その成果については、令和4年（2022）3月刊行の『喜多方市文化財調査報告書第35集 古屋敷遺跡発掘調査報告書－国指定史跡内容確認調査－』にまとめました。その中で今後の取組として、調査成果を踏まえた国指定史跡としての価値を損なわない古屋敷遺跡の整備・活用方針の検討、会津新宮城跡の内容確認調査の実施、それらについて指導・助言を行う調査指導整備活用検討委員会の設置等が示されています。

②旧甲斐家蔵住宅保存活用計画【平成31年（2019）3月】

旧甲斐家蔵住宅は、平成13年度（2001）に店蔵・座敷蔵・醤油蔵の3棟が国登録有形文化財に登録され、平成28年度（2016）の美術品等の所蔵品台帳整備、建物詳細調査を経て、「蔵のまち喜多方」の代表的建造物である同住宅を保存・活用し、「喜多方の蔵文化」を後世に伝えるべく本市が取得したものです。

計画内では、保存管理・環境保全・防災・活用の各計画について定めています。「第2章 保存管理計画」においては、敷地内に所在する建築物と各居室の現況と破損状況について記載する

とともに、調査によって判明した文化財的価値や後世の改修等に応じて、保存部分、保全部分、その他部分の3つの保護の方針を設定し記載しています。「第3章 環境保全計画」では、庭や煉瓦塀、水路等の工作物等について保全の方針を定め、「第4章 防災計画」では、各建築物等の構造を示した上で、防災設備（防火・防犯設備）整備計画を記載しています。また、「第5章 活用計画」において、遵守すべき法令や関連計画を整理した上で、公開活用するための基本方針と平面計画を示しています。

なお、令和3年（2021）10月に旧甲斐家主屋、味噌蔵及び麴蔵、稲荷社、表門、裏門、東塀及び北塀、南塀の7件が新たに国登録有形文化財に登録され、令和4年（2022）5月に旧甲斐家庭園として敷地全体が県の名勝に指定されています。

③喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画【令和3年（2021）12月改正】

小田付地区は、天正年間の町割に始まり、定期市により会津北方の交易の中心として発展を遂げた在郷町であり、江戸時代には酒や味噌・醤油の醸造業も盛んになりました。江戸時代末期までに発展した地割が良好に残り、その上に用途や規模が異なる多様な土蔵が建ち並ぶ特徴的な町並みを形成していることから、平成30年（2018）3月30日に文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区として地区決定しました。また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、「喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例」第3条の規定に基づき、同日付けで「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画」を定めました。平成31年（2019）4月1日の改正文化財保護法の施行に伴い、標記規則が改正されたことを受け、文化庁からの事務連絡による作成例に従い、同計画に保存及び活用のための推進体制や具体的な事業計画を追加記載し、令和3年（2021）3月23日に「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画」として告示しました（現在までの最終告示は特定物件の追加等を行った令和3年12月22日です）。

計画内では、上記のほか、地区の歴史や現況、特性、保存物件の特定、保存整備計画、助成措置等、保存及び活用のため必要な拠点・防災施設等及び環境の整備等についても記載しています。

④喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画【令和5年（2023）3月】

在郷町・醸造町として栄えた小田付地区は、伝統的な地割を良好に残し、古い木造家屋が群として建ち並ぶ半面、細長い敷地の中に隣と接して建物が建てられる等、火災に対する脆弱性が懸念されます。また、家屋は増改築を繰り返してきた経過から、大規模な地震における被害が想定されます。さらに喜多方市は豪雪地帯に指定されており、冬期の積雪量が多く、建物に与える影響は少なくありません。

これらのことから、令和2・3年度（2020・2021）の2か年にわたり、災害に関する分析調査を実施し、保存地区における災害特性の把握とそれらの対策に関する成果をまとめた『喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書』を参考とし、保存地区の災害に対する人命への安全性の確保、財産の保全及び歴史的風致の維持・向上を実現させることを目的として、「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画」に基づいて、防災施設等整備事業の実現に向けた防災対策の基本方針と、今後取り組むべき防災施策の指針を示すものとして策定したものです。

この計画において想定する災害は、火災、地震、雪害とし、さらに積雪時や地震時の火災、積雪時の地震等の複合災害も対象としており、それらに対する方策と実施時期（継続、短期、中・長期）や実施主体の役割分担（所有者等、地区・保存団体等、市）等を示した防災施設等整備計画を記載し、計画的に整備を進めていきます。

4. 計画期間

本計画は、令和5年度（2023）～令和9年度（2027）までの5年間を計画期間として定め、この5年間を第1期とします。

本計画の上位計画に位置付けられる「喜多方市総合計画」と「喜多方市教育振興基本計画」が、令和8年度（2026）に満了することから、これらの計画の更新内容を反映させるため、令和9年度（2027）に本計画の内容及び期間等を見直し、第2期として更新します。

また、国の施策やそのほか社会経済情勢、本市の歴史文化資源を取り巻く環境等に変化が生じ、歴史や文化に関わる項目に大きな変更がある場合等には、計画期間中であっても適宜計画の見直しを行うこととします。見直しの結果、計画期間の変更、市域内に所在する歴史文化資源の保存に影響を及ぼすおそれのある変更及び本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、計画の変更について県・文化庁と協議し、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更の場合については、県を通じて文化庁へ報告を行うこととします。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
総合計画	喜多方市総合計画				次期 喜多方市総合計画					
教育振興基本計画	喜多方市教育振興基本計画				次期 喜多方市教育振興基本計画					
地域計画	第1期 喜多方市文化財保存活用地域計画				第2期 喜多方市文化財保存活用地域計画					

図 序-3：喜多方市文化財保存活用地域計画の計画期間

本計画の進捗管理及び評価については、所有者等や関連団体からヒアリングやアンケート調査等を行った上で、市が文化財保護審議会に毎年度の計画の進捗を報告し、文化財保護審議会が計画内容と現状の比較、評価を行うとともに、計画変更・修正の必要性やその内容について審議します。また、本計画の措置（具体的な事業）が文化行政以外の他分野にわたることから、市の行政評価²等において実施するものとします。

なお、計画の更新にあたっては、本計画の措置により得られた内容や成果等を、随時「歴史文化資源データベース」へ追加・更新していき、第2期計画において、関連文化財群の設定や文化財保存活用区域の充実、措置（具体的な事業）等へ反映することを目指します。

² 本市の行政評価は、「施策評価」と「事務事業評価」で構成されています。「施策評価」は、総合計画に定められている施策を評価するものであり、総合計画審議会において外部評価（第三者評価）を実施しています。「事務事業評価」は、総合計画「実施計画」の事務事業を対象としており、事務事業評価推進本部会議において内部評価（自己評価）を実施するとともに、外部評価委員会を設置し、有識者による評価を実施しています。

5. 計画作成の体制

(1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、喜多方市文化財保護条例第31条第3項に定める文化財保護審議会臨時委員によって組織される「喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会」（以下「策定部会」という。）を中心に検討しました。

策定部会では、事務局より提出した計画案を検討・協議し、策定部会で検討・協議された計画案は、喜多方市文化財保護審議会に報告しました。喜多方市文化財保護審議会は、喜多方市教育委員会の諮問を受け、計画案の審議を行った上で答申しました。

また、本計画の措置（具体的な事業）は、文化行政以外の他分野にもわたることから、計画案は関係部局で組織する庁内検討委員会にも報告し、計画案の内容に関する意見聴取を行いました。

以降に、策定部会委員名簿、喜多方市文化財保護審議会名簿及び庁内検討委員会名簿を掲載します。

表 序-1：喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会委員名簿（文化財保護審議会臨時委員：敬称略）

氏名	区分	団体等	分野及び備考
若林 繁	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	彫刻、部会長
小澤 弘道	文化財保護審議会	喜多方市文化財保護審議会	歴史・民俗、副部会長
岩崎 真幸	学識経験者	元東北学院大学文学部教授	民俗
鈴木 俊行	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	天然記念物
辻 秀人	学識経験者	東北学院大学教授	考古
野原 卓	学識経験者	横浜国立大学大学院准教授	まちづくり・都市計画
守谷 早苗	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	歴史
伊関 聡	まちづくり団体	会津北方小田付郷町衆会	まちづくり団体
大竹 善晴	文化財保護団体	新宮地区重要文化財保存会	文化財保護団体
渡部 修	文化財保護団体	新宮地区重要文化財保存会	文化財保護団体
中丸 久雄	無形民俗保存団体	慶徳稲荷神社お田植まつり保存会	無形民俗保存団体
和田 典久	無形民俗保存団体	慶徳稲荷神社お田植まつり保存会	無形民俗保存団体
紺野 修	オブザーバー	福島県教育委員会文化財課	
山本 友紀	オブザーバー	福島県教育委員会文化財課	

表 序-2：喜多方市文化財保護審議会委員名簿（敬称略）

氏名	分野	団体等
真壁 俊信	歴史・文化	元財団法人神道体系編纂会常務理事
小澤 弘道	民俗・歴史	日本民俗建築学会評議員
後藤 悦子	民俗	会津型研究会員
小檜山 満好	建造物	福島県建築士会喜多方支部理事
佐藤 勝	自然・地質	会津化石研究グループ会員
藤原 妃敏	考古	元県立博物館専門員

氏名	分野	団体等
遠藤 仁	郷土史	郷土史研究者
山口 健次	郷土史	メグスリノキ・巨樹巨木保全協議会会長
滝沢 玲子	自然・植物	会津生物同好会理事
塚本 麻衣子	美術	福島県立博物館副主任学芸員
横山 文弘	郷土史	元喜多方市職員（社会教育主事）

表 序-3：多方市文化財保存活用地域計画作成にかかる庁内検討委員会名簿（敬称略）

職名	備考
企画政策部長	副委員長
総務部長	
市民部長	
保健福祉部長	
産業部長	
建設部長	
教育部長	委員長
熱塩加納総合支所長	
塩川総合支所長	
山都総合支所長	
高郷総合支所長	

（２）計画作成の経過

喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会は、令和２年度に２回、令和３年度に３回、令和４年度に３回の合計８回の部会を開催しました。各策定部会等の開催時期及び主な協議内容は以下のとおりです。なお、同月内に複数回開催した場合は、開催時期に月のみを記載しています。

①令和２年度（2020）

開催時期	名称	主な協議内容
6月24日	R2第1回市文化財保護審議会	計画の概要、策定の推進体制について 等
10月23日	喜多方市教育委員会	喜多方市文化財保護審議会へ計画の諮問
10月29日	R2第2回市文化財保護審議会	計画策定の進め方、推進体制について 等
11月5日	第1回策定部会	計画策定の概要説明、作成手順・今後の進め方 等
12月～ （～令和3年7月）	各種アンケートの実施	行政区長、文化財所有者、市民（3,000人）
1月29日	R2第3回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第1回策定部会結果報告）
2月18日	第2回策定部会	記載項目ごとの進め方、スケジュールと各役割 等
3月23日	R2第4回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第2回策定部会結果報告）

②令和3年度（2021）

開催時期	名 称	主な協議内容
5～6月	第1回庁内検討委員会	計画策定の概要説明、「事業調べ」の依頼
6月30日	第3回策定部会	市の歴史文化の特徴の考え方 等
7月30日	R3第1回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第3回策定部会結果報告）
10月20日	R3第2回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告
9月24日	策定部会委員市内巡見①	策定部会委員による市内歴史文化資源の現地視察
9月27日	策定部会委員市内巡見②	策定部会委員による市内歴史文化資源の現地視察
11月22日	第4回策定部会	市の歴史文化の特徴、課題・措置・方針 等
1月20日	R3第3回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告
2月	第2回庁内検討委員会	「事業調べ」の集約結果、今後の予定 等
3月	ワークショップ	2会場（喜多方プラザ・山都公民館）で開催
3月18日	第5回策定部会	計画案について（序章～第3章） 等
3月22日	R3第4回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第4・5回策定部会結果報告）

③令和4年度（2022）

開催時期	名 称	主な協議内容
5月26日	R4第1回市文化財保護審議会	今年度の計画策定の進め方、スケジュール等確認
6月28日	第6回策定部会	文化財保存活用区域の設定、区域内の措置 等
7月	第3回庁内検討委員会	文化財保存活用区域の設定、区域内の措置 等
9月29日	第7回策定部会	保存・活用に関する方針、措置、文化財保存活用区域 等
10月	第4回庁内検討委員会	序章～第6章に係る意見聴取
11月15日	R4第2回市文化財保護審議会	計画の事前審議
12月14日	第8回策定部会	序章～第7章（計画全体）に係る意見聴取
1月	第5回庁内検討委員会	序章～第7章（計画全体）に係る意見聴取
1月10日	R4第3回市文化財保護審議会	計画の本審議
2月10日～3月6日	パブリックコメント制度による意見募集	
3月13日	R4第4回市文化財保護審議会	計画の最終審議
3月16日	喜多方市教育委員会	喜多方市文化財保護審議会より答申

